

被災地への図書館による情報提供

110608

日本図書館協会

常世田 良

(「出版ニュース」2011/4 月中旬号より抜粋)

■ 被災地において必要とされる情報とは

全ての被災者が緊急に必要としている情報は、避難生活を円滑に営むための各種の生活情報であろう。食事、給水、トイレ、風呂、洗濯、ゴミ処理、防寒、燃料などの被災地情報、行政サービスに関する情報、人間関係や法律問題など、多種多様である。しかも地域や被災状況、家族構成などによってニーズは大きく異なる。エコノミークラス症候群やインフルエンザ感染、持病をもつ人や高齢者、障害をもった方々への対処など、医療健康情報なども多様できめの細かい情報の必要性が増加している。さらに忘れてならないのは心理的支援に関する情報である。心的外傷後ストレス障害（PTSD）への対応や生きる意欲を鼓舞するための情報こそ、復興への重要な要件である。一見娯楽にみえる音楽や演芸、読書や読み聞かせなどが予想以上に大切であることは阪神淡路大震災の経験から実証されている。

■ 図書館のできること

震災直後から各地の図書館関係者は、図書館と関係者の被災状況を持ち寄ると同時に、全国の図書館によって取組み可能なことについて検討を行なった。その結果、被災地がある程度復旧するまでにかかなりの時間を有する可能性が大であること。したがってそれまでの間、被災者が必要とする各種の情報や知識をC I Tを用いて、各地の図書館から直接被災者へ送信することの重要性と可能性が検討された。絵本は既に出版社や文部科学省などの対応で被災地へ届きはじめているが、絵本が届かない地域は依然として存在しているし、ましてや生活情報や医療健康情報は不足していることが明らかである。家庭用のF A X付きの電話機があれば、あるいは携帯電話ができればメールや映像で遠隔地の図書館から、所蔵している資料の必要な部分を被災地まで送信可能である。もちろんP Cによってネットが利用可能な環境があれば図書館でスキャンしたデータをP C画面から、またはプリントアウトすることにより必要な情報を入手可能となる。重要なことはF A Xなどから打出したものをインフラが復旧していない地域へさらに持ち込むことが可能となることである。遠隔地から時間をかけて被災地へ届けるのではなく、部分的にでも復旧した地域からボランティアなどにより隣接した地域へ生活情報や医療情報を届けることが可能となる。

■ 遠隔地の図書館だからこそ可能なこと

最も重要な点は、遠隔地の図書館が被災地への情報提供を担えば、現地の情報提供業務の負担を軽減することができることである。さらに全国の図書館が協力し合う事で、図書館自体の事務量の分散も図ることが可能となる。

そもそも図書館には情報提供の専門職が配属されていて、利用者の質問に答えて情報を提供する（レファレンス）サービスを日常的に行っている。特に震災に関しては、関西の図書館に阪神震災の際のノウハウが情報として多数蓄積されていること、さらに阪神の図

書館員は自らが震災被災者としての経験、知識を有していることから、被災者からの質問に具体的にアドバイスが可能である。

図書館では官報をはじめとして行政関係の情報を日常的に収集していることから、国や行政の被災者支援のための対策情報も適宜提供可能である。国会図書館をはじめとして災害関連情報を収集している図書館との連携による情報提供も重要な役割である。また図書館には各種の専門機関情報も所蔵されているので問い合わせ先についても多様な情報提供が可能である。

最後に最も重要な点として、遠隔地であるからこそ冷静に対応できることを挙げたい。現地で直接被災者を支援することはもちろん重要であるが、情報に関してはむしろ遠隔地の方が収集が容易である場合が少なくない。たとえば給水車の運行日程や避難施設への申込方法などの情報が、現地よりはテレビが観られる遠隔地の方がよほど簡単に知ることができるようなものである。現地からの混乱から離れていることから、問合せについても冷静、的確にニーズに対応できることは重要である。

■ 図書館から情報を提供する対象

・被災者本人

被災地の現場では対応が困難な個人的なニーズにきめ細かく対応する必要がある。たとえば食器を汚さずに食事をする方法、水を大量に運ぶ方法など、切羽詰ったニーズが存在しているであろう。おそらく他者に相談するだけでも癒しとなる効果も期待できる。文字情報や書籍が全く存在しない状況では、たとえFAX送信した色のない絵本のコピーであっても子供たちのこころのケアに役立つことが想像できる。

・現地の行政関係者

未曾有の災害に直面して行政関係者でも未体験のことが多いことが予想される、どこに問合せていいのかわからないことも多いであろう。被災地での業務は多忙を極めるため情報収集の時間を確保することは困難なはずである。遠隔地の図書館が情報収集を担えば、被災地の行政関係者は優先順位の高い作業にマンパワーを集中できるはずである。

・ボランティア

ボランティアとしての活動に必要な情報を提供可能である。経験豊かなボランティアであっても未経験の事態に直面することは少なくないはずである。また被災者からの多様な問いかけをボランティアが集約して遠隔地の図書館へ質問すれば効率的な情報提供が可能となる。

■ 著作権法上の課題と関係者の理解と協力

遠隔地の図書館から被災地へ情報を送信する際に問題となるのは、著作権としての公衆送信権の存在である。著作物をFAXやネットで送信するには当該著作物に関し著作権を有する権利者の許諾が必要となる。日本図書館協会は、長年各種図書館団体とともに著作権者の団体と、図書館における著作物の利用に関する協議を行ってきた経過があることから、震災の直後から公衆送信による著作物の送信に関して許諾いただけるよう要請を開始した。

関係者からは概ね賛同をいただくことができたが、とくに3月24日に開催された文化庁の

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において日本図書館協会として同提案を行った際に、書協の金原構成員（医学書院）、漫画家協会の里中構成員、弁護士の前田哲男構成員や東大大学院法学政治学研究科の大淵哲也構成員などから積極的な賛同意見をいただくことができた。

日本文藝家協会からは、FAX、ネットによる著作物の全文送信を許諾いただいた。つまり小説一冊全てを被災地へ送信し、被災者が作品を読むことが可能となったわけである。同協会の英断には心から敬服するしだいである。

日本図書館協会は、こうした経過を踏まえ、文化庁の協力も得て各種著作者団体に後述の要請文を送付した。協会は全国の図書館に対しても被災地への情報提供を要請する文章を送付する予定である。各地の図書館では、いち早く被災地からの問合せに対する情報提供を開始したところが少なくないが、権利者より許諾が得られたことにより積極的に取組む図書館の増えることが期待できる。

被災地からの問合せに対応できる図書館の問合せ先の周知と、そもそも図書館が各種の問合せに対応する施設であることを周知することは重要な点である。テレビ局をはじめとして報道機関、行政機関からの周知について要請中である。各機関の積極的なPRに期待するものである。

■ ガイドラインの作成

日本図書館協会は震災に際し設置した東日本大震災対策委員会において、図書館からの被災地に対する資料の送信に関し、早急にガイドラインを作成し公衆通信が可能とされる条件を設定する予定である。具体的には「当該地域の図書館が業務を停止していること」などを条件として地域を限定し、「当該地域の図書館が業務を開始するまで」など期間を限定する条件を設定する。条件に該当しなくなった場合、送信された資料については「復旧していない地域の関係者へ手渡す」あるいは「廃棄」するよう規定し、送信する資料やデータに上記の条件を明示するよう図書館へ周知する方針である。